

熊取町自主防災モデルマニユアル

～地域住民の力による防災～



令和2年2月

熊取町自主防災組織連絡協議会
(自主防災モデルマニユアル作成委員会)

目 次

はじめに	1
1. 防災体制.....	2
(1) 組織の名称.....	2
(2) 地区の状況.....	2
(3) 避難場所及び避難所.....	2
参考) 希望が丘老人憩の家及び「ふれあいホール」の災害時避難所開設要領(1)	4
参考) 希望が丘老人憩の家及び「ふれあいホール」の災害時避難所開設要領(2)	5
参考) 希望が丘老人憩の家及び「ふれあいホール」の災害時避難所開設要領(3)	6
参考) 希望が丘地区防災会作成の「地震避難行動マニュアル」	7
(4) 避難経路.....	8
(5) 活動体制.....	9
参考) 翠松苑地区自主防災組織の組織編成図	11
参考) 北小学校区避難所自主運営員会の組織編成図(1)	12
参考) 北小学校区避難所自主運営員会の組織編成図(2)	13
2. 災害発生前(平常時)からの心がけ・備え	14
(1) 情報の収集、伝達体制の確立	14
(2) 各種名簿の作成	16
(3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援	16
(4) 避難場所・避難所及び避難経路の把握	18
(5) 避難所関係者との連携、情報交換、協力体制の確立	18
(6) 防災知識の普及・防災訓練の実施.....	19
参考) 翠松苑地区自主防災組織作成の「わが家の防災対策」(1)	20
参考) 翠松苑地区自主防災組織作成の「わが家の防災対策」(2)	21
(7) 家庭の安全点検	23
(8) 防災資機材の備蓄及び管理	24
3. 災害発生時(緊急時)の対応	25
3-1 風水害(浸水害・土砂災害)の場合	26
(1) 警戒レベル1(大雨の数日～約1日前)	27
(2) 警戒レベル2(大雨の半日～数時間前)	27
(3) 警戒レベル3(大雨の数時間～2時間程度前)	28
(4) 警戒レベル4(大雨となる)	28
(5) 警戒レベル5(すでに災害が発生している状況)	29
(6) 災害事象が収まった後.....	29
3-2 地震の場合(震度5弱以上を想定)	30
(1) 発生直後.....	30
(2) 発生～半日程度	30
(3) 半日程度経過後～3日	31
(4) 3日以降.....	32
参考) 表 災害発生時(緊急時)の対応 一覧	33

4. 資料	38
(1) 地区防災マップ	39
(2) 自主防災組織名簿	40
(3) 緊急連絡網	41
(4) 被災状況報告カード（表）	42
(5) 被災状況報告カード（裏）	43
(6) 被害状況速報（表）	44
(7) 被害状況速報（裏）	45
(8) 保有資機材	46
(9) 安否確認名簿	47
(10) 関係機関	48

はじめに

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被害を最小限におさえるためには、まず、自分の身は自分で守るという「自助」の考え方と行動が大切です。その次に、地域の住民が支え合い、助け合う「共助」の考え方と行動が重要になります。地域を守ることが、すなわち自分を守ることにつながります。

自助・共助の活動を、緊急時に地域で円滑かつ迅速に実施するには、活動内容や手順などをあらかじめ地域で話し合い、「自主防災マニュアル」として決めておくことが必要です。

この「自主防災モデルマニュアル」は、地域住民の皆さんが一丸となって災害と対峙するために、そして、要配慮者の方にも優しく、安全で安心して暮らせる地域づくりに寄与するために、基本的な考え方や決めておくべき項目、訓練での実践方法、取り組み事例などをまとめたものです。

このモデルマニュアルを参考に、各地区の特色を織り込んだ「地区別自主防災マニュアル」を作成し、地域防災力の向上につなげてください。



1. 防災体制

(1) 組織の名称 _____ 地区自主防災組織

(2) 地区の状況
世帯数 _____ 世帯 人口 _____ 人

(3) 避難場所及び避難所

①自治会が任意で開設する避難場所・避難所

区 分	名 称	面積または収容可能人数
地区避難場所 (最初に避難する避難場所)	〇〇〇〇〇公園	〇〇〇㎡
地区避難所 (自治会が開設する避難所)	〇〇〇〇〇老人憩の家	〇〇人
	〇〇〇〇〇集会所	〇〇人

②町が開設する避難場所・避難所

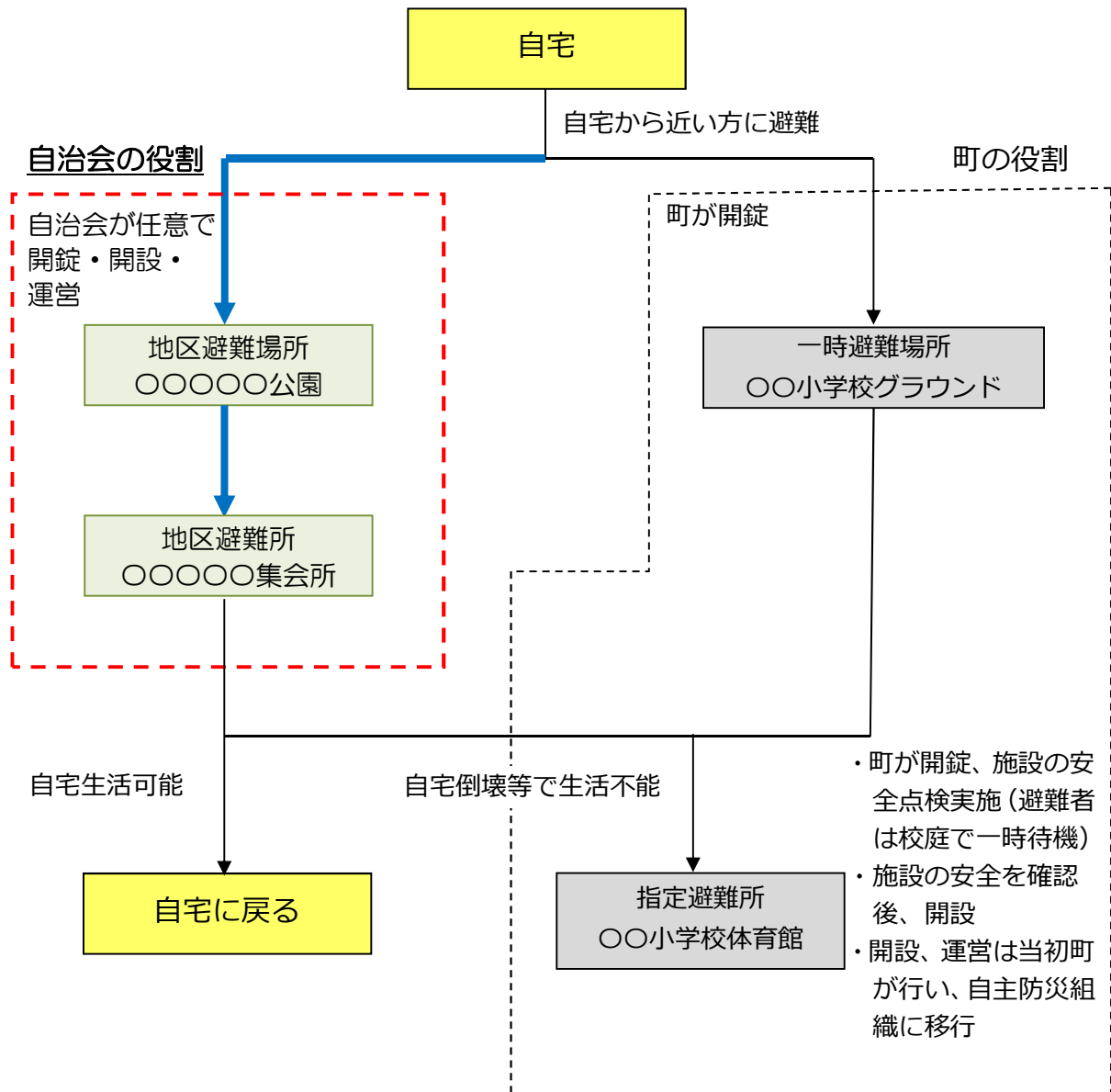
・以下の避難場所、避難所から地区に適した場所を選択する。

区 分	名 称	面積または 収容可能人数
指定緊急避難場所 (町が指定する一時避難場所)	中央小学校グラウンド	7,423 ㎡
	東小学校グラウンド	8,861 ㎡
	西小学校グラウンド	8,253 ㎡
	南小学校グラウンド	5,406 ㎡
	北小学校グラウンド	9,230 ㎡
	八幡池青少年広場	7,142 ㎡
	長池オアシス公園	9,601 ㎡
	熊取歴史公園	3,676 ㎡
	大久保防災コミュニティ公園	3,537 ㎡
広域避難場所 (町が指定する火災の延焼拡大時の避難場所)	町民グラウンド周辺	68,531 ㎡
指定避難所 (町が開設する指定避難所)	中央小学校体育館	374 人 (154 人)
	東小学校体育館	358 人 (148 人)
	西小学校体育館	400 人 (165 人)
	南小学校体育館	345 人 (142 人)
	北小学校体育館	366 人 (151 人)
	熊取南中学校体育館	524 人 (216 人)
	熊取中学校体育館*	515 人 (212 人)
	熊取北中学校体育館*	370 人 (153 人)
福祉避難所 (町が開設する自主避難所であるが、必要に応じ福祉避難所として機能する)	熊取ふれあいセンター	139 人
その他避難所 (町が開設する避難所のひとつで、避難所生活が長期に及ぶ場合などに開設する)	ひまわりドーム	1,492 人 (615 人)

注) 上記表中の収容可能人数は、1.65 ㎡/人で算出しています。なお、時間経過と共に避難が長期化した場合は、学校の教室・ひまわりドーム(メイン・サブアリーナ等)やその他町有施設を開放し居住空間の拡大を図ります。また、() 内は、通路等(全体の25%)のほか、快適な居住空間として3.0 ㎡/人を確保した人数です。

*…他の5小・1中学校の避難所への避難状況により開設します。

図 避難所の開錠・開設・運営の役割分担



開錠：避難所の門の開錠、施設内及び施設周辺の安全点検、避難者の受入れ準備（避難スペースの確保等）
 開設：避難者の受入れ（誘導・収容・避難者数把握）、受付・避難所看板（案内板）設置、備蓄物資等の準備
 運営：運営委員会を設置し、班ごとの役割実施

注. 地震の場合、自宅の倒壊、火災の影響がなければ無理に避難せず、自宅で生活することを基本とする。

注. 風水害の場合、避難所までの移動が、かえって命の危険が及ぶような状況では、無理に避難せず、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難することを基本とする。

参考) 希望が丘老人憩の家及び「ふれあいホール」の災害時避難所開設要領(1)

「希望が丘老人憩の家」及び「ふれあいホール」の災害時避難所開設要領

(目的)

第1 希望が丘地区において、地震・台風・火災等の災害が発生し、自治会会員(以下「会員」という。)が避難をする必要が生じた場合における老人憩の家・ふれあいホール(以下「憩の家等」という。)の避難所としての開設設置要領を定めるものとする。

(開設基準)

第2 災害の種類と開設基準は次表のとおりとする。

災害種類	開設基準
地震	・熊取町災害対策本部が北小学校に避難所を開設した場合
台風	
火災	・会員の居宅が被災若しくは被災のおそれがあり避難する必要が生じた場合 又は会員から避難所開設の要望があった場合
その他	

2 地震発生時の被災者の憩の家等への避難所避難については、北小校区避難所運営委員会の指示に従うものとする。

(開設責任者等)

第3 避難所開設責任者(以下「責任者」という。)は、自治会会長とする。ただし、自治会会長不在の場合は、在宅する副会長を開設の責任者とする。

2 開設責任者以外の執行部員は、開設責任者を補佐し避難所運営に当たるものとする。

3 責任者は、会員から避難所開設の要望があった場合は遅滞なく避難所の開設を行う。

(施設の安全確認)

第4 避難所を開設するに当っては、別表「建物被災状況のチェックシート」に基づき安全性の確認を確実にすること。

(収容人員等)

第5 憩の家等の収容人員は次表のとおりとする。

	面積	収容人員	備考
希望が丘老人憩の家	82.7㎡	25人	別図 1参照
ふれあいホール	82.5㎡	25人	別図 2参照

2 避難所等の開設順位は、希望が丘老人憩の家を第1とし、ふれあいホールを第2とする。

(運営要領)

第6 開設責任者は、憩の家等で収容出来ないと思われる場合は、熊取町に対して収容場所の確保について要請する。

2 部屋割りについては、避難者の人数・家族構成・怪我・病気等を考慮して行う。

3 寝具、飲料水、食料等の配布を行う。

4 避難者名簿(別記様式)を作成し、避難状況の把握に努める。

(その他)

第7 避難所が開設された場合は、憩の家等の使用者及びこれから使用しようとする者は当該施設を使用することが出来ない。

2 前記の使用者には、利用料金を返却する。

附則

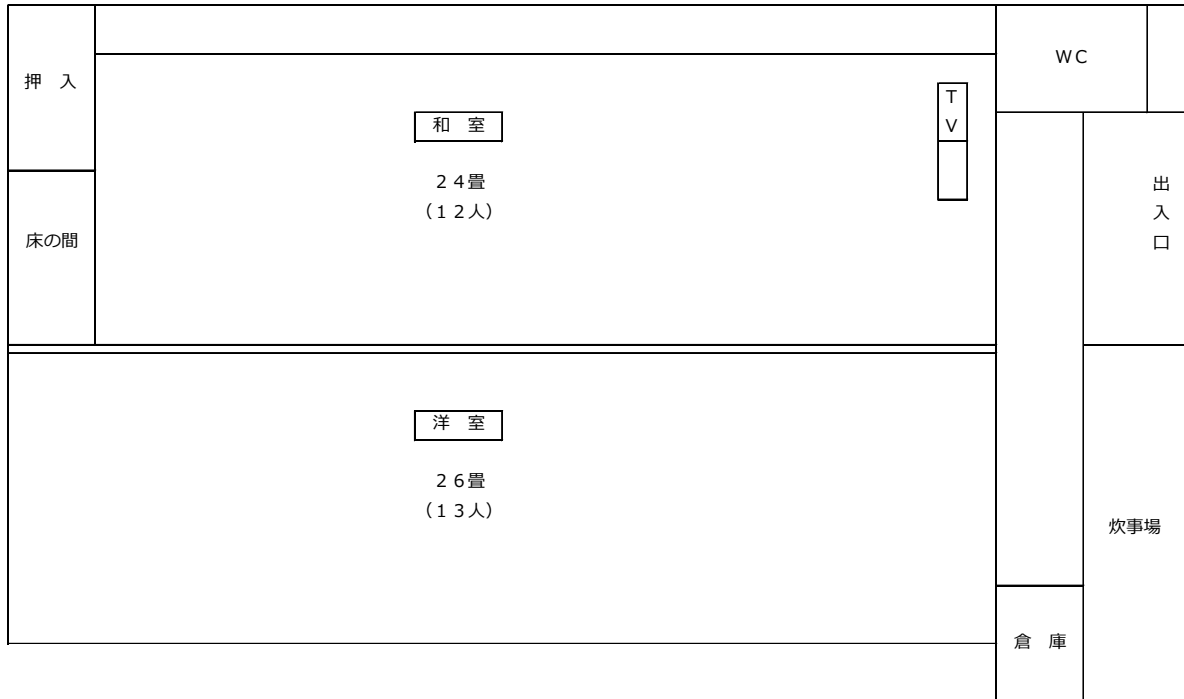
本規約は、平成31年3月1日から実施する。

参考) 希望が丘老人憩の家及び「ふれあいホール」の災害時避難所開設要領 (2)

別図 1

希望が丘老人憩の家

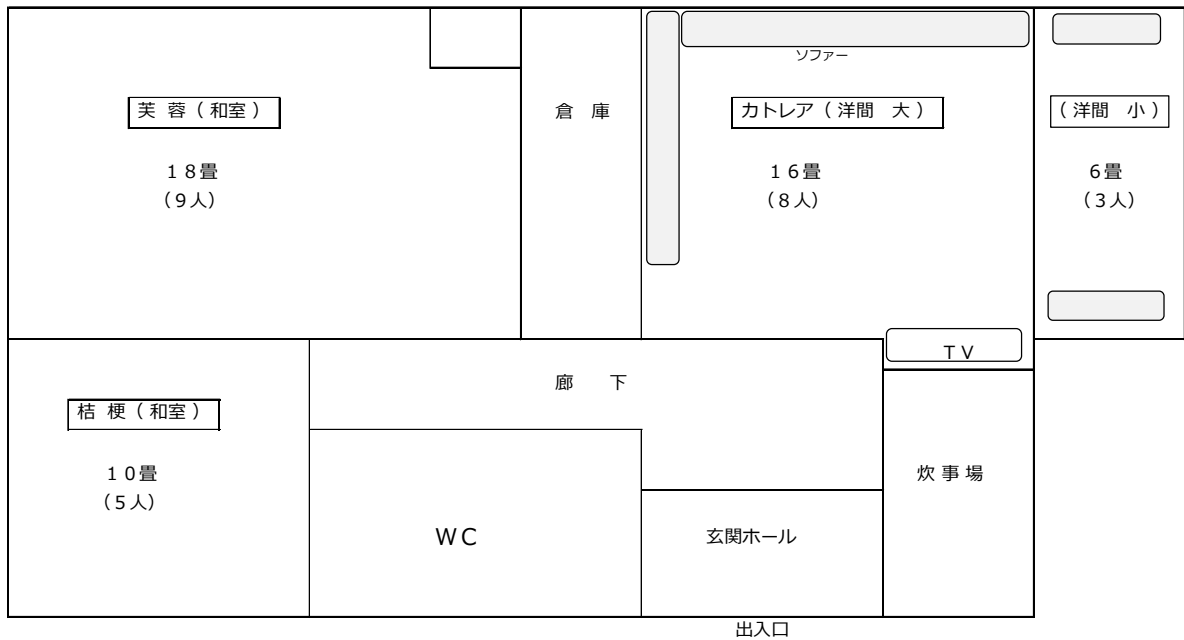
(収容人員 25人 - 居住スペース 82.7㎡)



別図 2

ふれあいホール

(収容人員 25人 - 居住スペース 82.5㎡)



参考) 希望が丘老人憩の家及び「ふれあいホール」の災害時避難所開設要領 (3)

別記様式

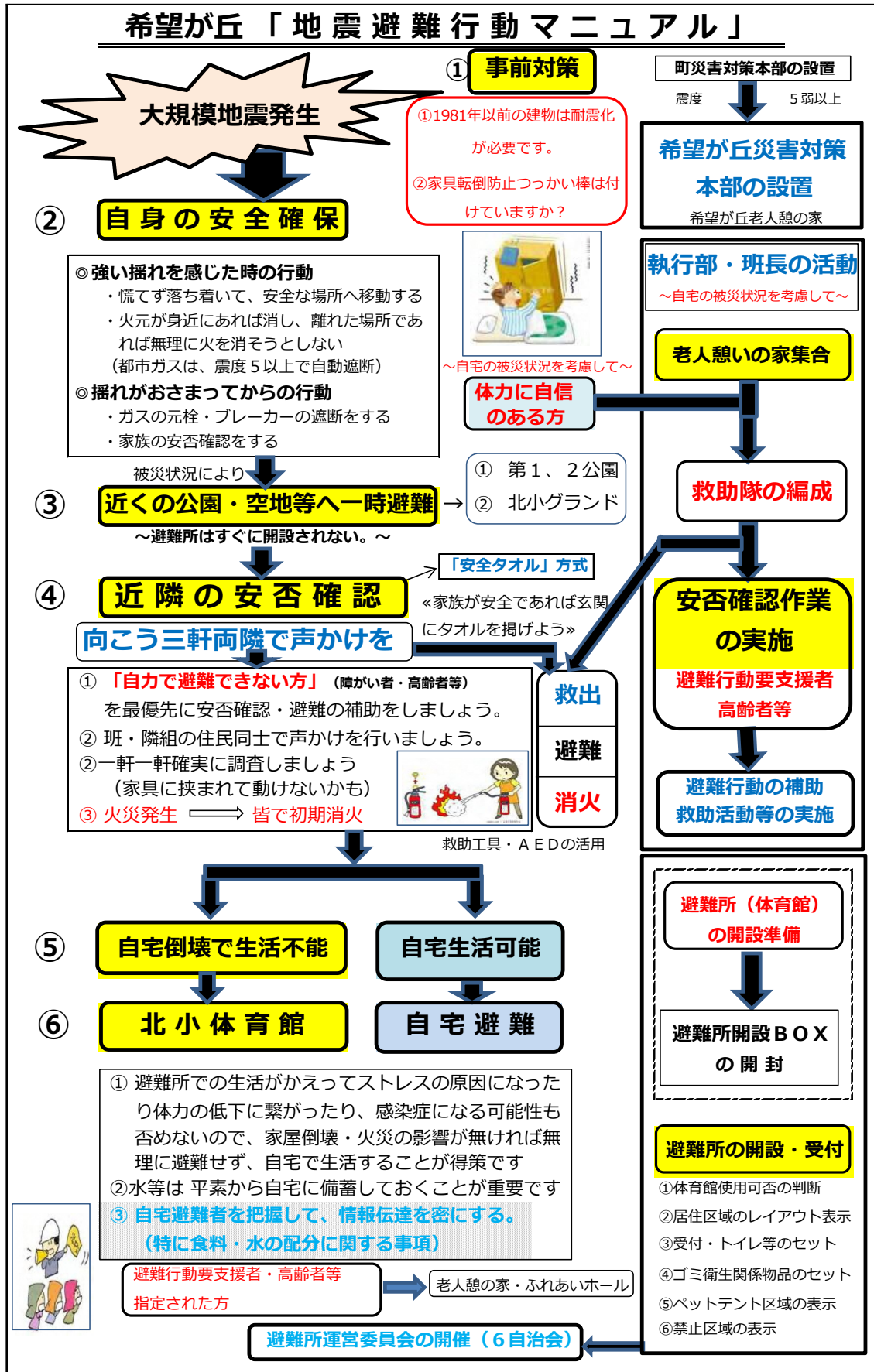
避難者名簿

・老人憩の家
・ふれあいホール

①入所年月日		年 月 日 ()		② 班 名	班
③ あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください。				④ 住 所	希望が丘
ふりがな 氏 名		年齢	性別	⑤携帯電話 固定電話	(072) -
世帯主			男・女	⑥家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
ご家族			男・女	⑦親族など 連絡先	〒 () -
			男・女		
			男・女	⑧避難情報	あなたの家族は全員避難していますか。 ア. 全員避難した イ. まだ残っている。⇒どなたですか。 () () () ()
			男・女	⑨安否情報	
			男・女	あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 ア. 全員連絡が取れた。 イ. まだ取れていない。⇒どなたですか。 () () () ()	
⑩特別な配慮			⑪ ペットの状況等		
家族の中に、病気や食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書きください。			ア 同行ペットの種類・数 ・犬 () (匹) ・猫 () (匹) ・その他 () (匹) イ 置き去りペットの有無 無・有 ウ 行方不明ペットの有無 無・有		
⑫言 語					
⑬安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を答えてもよいですか。					はい・いいえ
退出年月日		年 月 日			
転 出 先		〒 電話番号 () -			
備考(この欄には記入しないでください。)					

※内容に変更がある場合は、速やかに被災者受付・管理班に申し出て、修正してください。

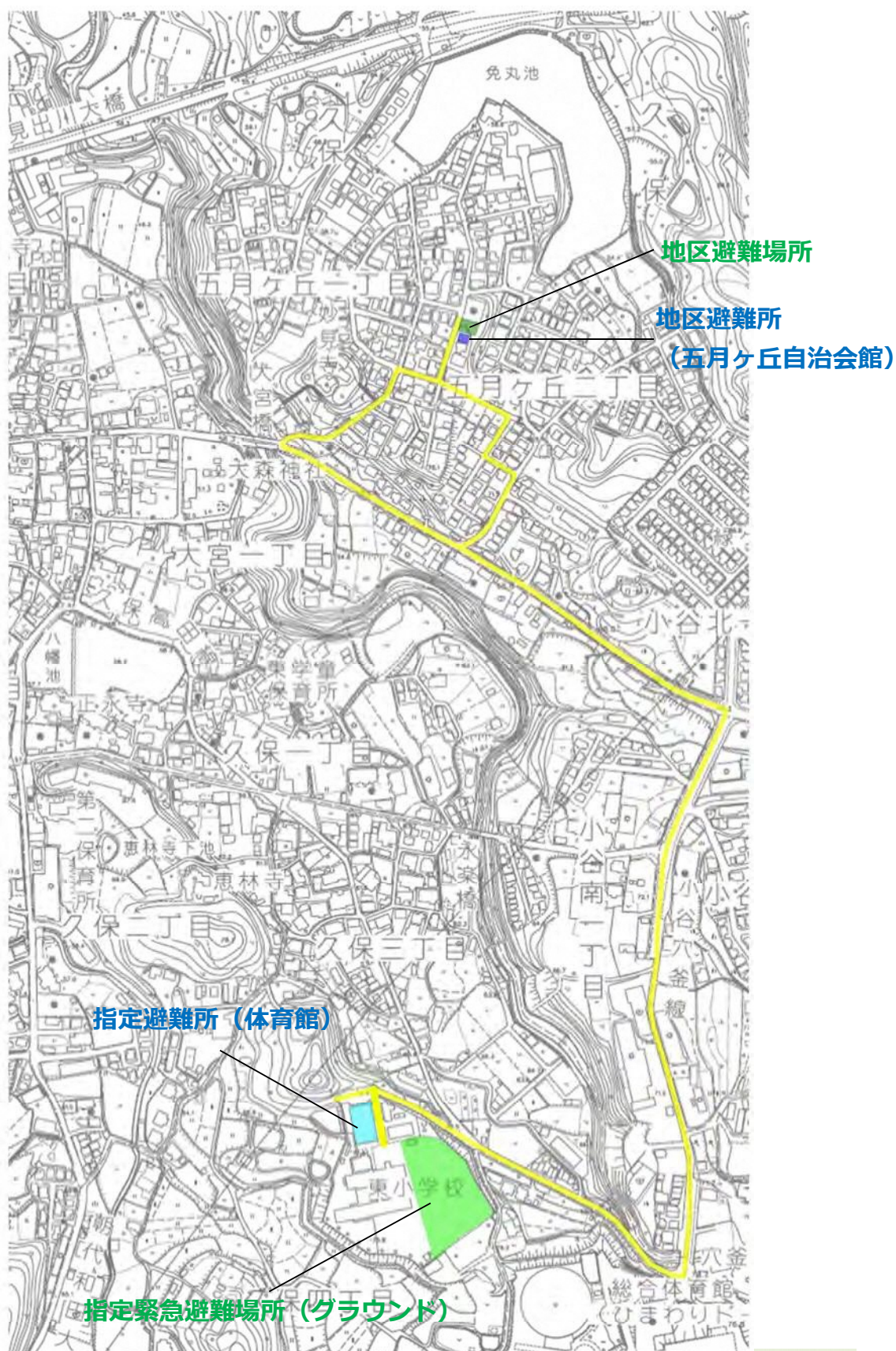
参考) 希望が丘地区防災会作成の「地震避難行動マニュアル」



(4) 避難経路

地区避難場所、地区避難所から、指定緊急避難場所や指定避難所までの避難経路例を以下に示す。

《五月ヶ丘地区の例》



(5) 活動体制

活動体制の例を以下に示す。

活動体制（例）

- ・自治会長や区長が自主防災本部の本部長の任にあたることが望ましい。
 - ・民生委員児童委員や地区福祉委員など避難支援関係者も含めた構成とすることが望ましい。
 - ・次頁に 6 班体制を例示したが、必要に応じて班を統合・追加するなど、地域の状況に即した体制を考える。
 - ・担当の任期は可能であれば複数年とし、新旧交代にあたっては一度に多数が交代することのないよう工夫する。
(例) 任期を 4 年とし、2 年毎に人員の半数を入れ替えるなど。
 - ・氏名等の人員は、4. 資料 (2) 自主防災組織名簿、(3) 緊急連絡網 に記載する。
- ☆大地震発生時には、活動可能な者で活動体制を構築し直さなければならないため、自分の属する班の役割だけでなく、どのような班がどのような役割を担う必要があるのかについて把握しておく。
(例) 地震の揺れが収まったら、活動可能な者は、あらかじめ定めておいた集合同場所に集合し、避難誘導担当班や救出救護担当班など優先度の高い班から体制を構築する。



班	役職	人数	役割	
			平常時	災害時
自主防災本部	本部長	1	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 本部長 1 名 + 副本部長 1 名 + 各班の班長で構成 </div> <ul style="list-style-type: none"> • 全体調整 • 指揮・命令 • 自主防災本部招集訓練 	
	副本部長	1		
	本部員	6		
総務担当班	班長	1	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関との事前調整 • 訓練の全体企画 • マニュアルの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災本部招集 • 全体調整 • 指揮・命令
	副班長	1		
	班員			
情報担当班	班長	1	<ul style="list-style-type: none"> • 広報 • 啓発 • 情報伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> • 災害情報の収集、伝達
	副班長	1		
	班員			
消火担当班	班長	1	<ul style="list-style-type: none"> • 資器材の整備 • 資器材の点検 • 初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> • 初期消火 • 消防署、消防団への協力
	副班長	1		
	班員			
避難誘導担当班	班長	1	<ul style="list-style-type: none"> • 避難経路の確認 • 避難行動要支援者の支援者や民生委員児童委員、地区福祉委員との連携関係構築 • 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難誘導 • 安否確認 • 避難行動要支援者の支援者や民生委員児童委員、地区福祉委員との連携
	副班長	1		
	班員			
救出救護担当班	班長	1	<ul style="list-style-type: none"> • 資器材の整備 • 資器材の点検 • 救出救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> • 負傷者の救出、搬送 • 応急手当 • 救護所の開設
	副班長	1		
	班員			
給食給水担当班	班長	1	<ul style="list-style-type: none"> • 資器材の整備 • 資器材の点検 • 炊き出し訓練 • 給水訓練 	<ul style="list-style-type: none"> • 炊き出し、配給 • 給水活動
	副班長	1		
	班員			

注. 地区により班の体制が異なることから、この例示では「〇〇担当班」と記載している。

参考) 翠松苑地区自主防災組織の組織編成図



参考) 北小学校区避難所自主運営委員会の組織編成図(1)

別表第1

役 職 指 定 表

	役 職	人員	自 主 防 災 組 織
1	総務担当副会長	3	希望が丘地区防災会 副会長
			自由が丘地区自主防災組織 委員長
			若葉自治会自主防災会 会 長
2	被災者受付管理担当副会長	2	小垣内地区自主防災組織 委員長
			七山区自主防災会 副会長
3	支援救護担当副会長	2	つつじヶ丘地区自主防災組織 副委員長
			自由が丘地区自主防災組織 副委員長
4	衛生・食料炊出担当副会長	2	若葉自治会自主防災会 副会長
			七山区自主防災会 会 長
5	情報広報・防犯警戒 ボランティア担当副会長	2	小垣内地区自主防災組織 副委員長
			つつじヶ丘地区自主防災組織 委員長

注：震災発生時に避難所に参集出来ない役員の任務は、参集した役員が兼務する。

北小校区避難所自主運営委員会規約

(役員)

第3条 運営委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 総務担当 副会長 | 3名 |
| (3) 被災者受付管理担当 副会長 | 2名 |
| (4) 支援救護担当 副会長 | 2名 |
| (5) 衛生・食料炊事担当 副会長 | 2名 |
| (6) 情報広報・防犯警戒・ボランティア担当 副会長 | 2名 |
| (7) 事務局長 | 1名 |

2 会長は、希望が丘地区防災会会長とする。

3 副会長は、前項に掲げる者を除く各自主防災組織の代表及び副代表者とし、担当役職は、別表第1「役職指定表」のとおりとする。

4 事務局長は、希望が丘地区防災会副会長とする。

参考) 北小学校区避難所自主運営委員会の組織編成図(2)

別表第2

活動班編成表

班	副会長	人員	任 務
1 総務班	3	避難所に参集した人を「避難所運営マニュアル」(手順書)に基づき編成する。	① 避難所の開錠・鍵の保管に関すること ② 避難所の安全確認、危険箇所への立入禁止措置等に関すること ③ 入所者の参集状況に応じた、班の再編成(他班への応援等)に関すること ④ 上下水道・トイレの使用可否の確認に関すること ⑤ 熊取町及び小中学校との連携折衝に関すること ⑥ 避難所のレイアウト配置に関すること ⑦ 防災資機材や備蓄品の管理に関すること ⑧ 郵便物・宅配の取次に関すること ⑨ 取材への対応に関すること ⑩ 「避難所日誌」に関すること ⑪ その他いずれの班にも属しない事項に関すること。
2 被災者受付管理班	2		① 避難者の受付・応対に関すること ② 避難者の指定場所への誘導に関すること ③ 「避難者名簿」の作成に関すること
3 支援・救護班	2		① 入所参集者の緊急度の把握及び優先入所に関すること ② 妊婦・高齢者・乳幼児等要支援者の補助に関すること ② 安否確認への対応等に関すること ③ 医療・介護活動に関すること
4 衛生班	2		① 「簡易トイレ」の設置に関すること ② 消毒等衛生管理に関すること ③ ゴミの管理に関すること ④ ペットの管理に関すること ⑤ 生活用水に関すること
5 食料・炊出班			① 食料・物資の調達、受入、管理、配布に関すること ② 炊き出しに関すること
6 情報広報班	2		① 情報収集、情報発信、情報伝達に関すること
7 防犯警戒班			① 避難所の安全確認と危険箇所への対応に関すること ② 防火・防犯に関すること
8 ボランティア班			① ボランティアの受入れ、管理に関すること ② 総務班の補助に関すること
合 計	11		

注1 避難所(体育館)に先着した方から「避難所運営マニュアル」(手順書)に基づき、作業を開始する。

注2 各班の作業が終了すれば、他班の応援を行う等柔軟に対応する。

注3 役員が参集した時点で「避難所運営委員会」を開催して班編成等の調整を行う。

2. 災害発生前（平常時）からの心がけ・備え

(1) 情報の収集、伝達体制の確立

- ① 風水害（浸水害・土砂災害）の場合、防災情報に注意し、早めの行動をとることを心がける。

■国や府、町などから地域への情報伝達手段の活用

テレビ・ラジオ

防災情報がテレビのdボタンから入手できる。地上デジタル放送テレビのデータ放送を通じて、気象情報・雨量情報・水位情報のほか、町が発信する避難勧告や避難所開設などの情報をいち早く見ることができる。

インターネット（パソコン・携帯電話）

- ・おおさか防災ネット
<http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>
- ・気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/jma.index.html>
- ・熊取町ホームページ／Face book
<https://www.town.kumatori.lg.jp/>
<https://facebook.com/kumatori.town>

メール（携帯電話など）

- ・防災情報メール
登録すると情報が自動的に配信される。
<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventinfoMale.html>
- ・緊急速報メール（エリアメールなど）
町内に滞在する人の携帯電話等に、自動的に情報を配信するサービス。一部の機種では受信設定の変更が必要な場合がある。

■町や自主防災組織間の情報伝達手段

SNS（LINE など）

災害発生時の電話がつながりにくい状況でも、インターネットは使えることが多いため、安否確認や情報の収集・伝達、救助要請などに活用することができる。

ただし、たとえば LINE を活用する場合、安否確認などでは全員が全員の状況を時間付きで迅速に把握することができる一方で、指示命令や報告などでは災害対応の忙しさなどから見逃しが発生しやすく、同報性による迅速さの効果と、重要な情報が多数のトークの中に埋もれて失われてしまうリスクがトレード・オフとなるため、有効に活用するためには、グループの参加者数やグループ内のルールの設定などについて、事前に検討しておく必要がある。

【注】 SNS とは … ソーシャル・ネットワーク・サービスの略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、インターネットを利用したコミュニティ型の会員制のサービス。

防災行政無線・広報車による情報伝達

町が防災行政無線や広報車両のスピーカーで避難勧告や避難所開設情報を放送する。

防災行政無線の放送内容が聞き取りにくかった場合は、電話で確認することができる（無料）。

フリーアクセス **0800-200-8980**

- ② 情報伝達を効率よく行うため、伝達する情報を整理し、緊急連絡網を用いた情報伝達訓練を行っておく。

伝達する情報

- ・現場の住所、目標物、現場の状況
- ・負傷者の有無と程度、今後予測される状況
- ・現在の措置、通報者
- ・避難所における避難者数、避難状況



(2) 各種名簿の作成

① 自主防災組織名簿

各班の人員を記載した名簿を作成し、本マニュアルの資料として添付する。

② 緊急連絡網

自主防災組織名簿を基に緊急連絡網を作成し、本マニュアルの資料として添付する。

(3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援

① 避難行動要支援者同意者名簿（同意者名簿）

町が自主防災組織に提供する「同意者名簿」は、当該地区に居住する避難行動要支援者のうち、平常時における個人情報の外部提供に同意している方の名簿である。

災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しておく。

※ 災害が発生し、または発生するおそれが高い場合には、同意の有無にかかわらず、当該地区に居住する全ての避難行動要支援者が掲載された避難行動要支援者名簿が提供される。

② 避難支援等関係者との連携・個別計画の作成

「同意者名簿」は、自主防災組織だけでなく、自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地区福祉委員会、消防署、消防団、警察といった避難支援等関係者に提供される。

これら避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援計画（個別計画）を作成する。

③ 避難支援者と連携した避難誘導

避難支援計画（個別計画）には、避難行動要支援者ごとに、避難行動を支援する人（避難支援者）が決められている。

災害発生時の円滑な避難誘導に役立てるため、避難誘導担当班は、避難支援者と「個別計画」の情報を共有しておく。

④ 同意者名簿に登載されていない要配慮者

同意者名簿に登載されていない要配慮者を把握した場合は、必要に応じ、避難行動要支援者支援制度（まちぐるみ支援制度）への登録を勧める。

※ 登録申請は自治会を通して行う。

避難行動要支援者とは

生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが著しく困難な方のことをいいます。

避難行動要支援者名簿には、避難支援を要する可能性が高い次の(1)～(7)の方を掲載します。

- (1) 要介護認定3～5を受けている方
- (2) 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する方
- (3) 療育手帳Aを所持する方
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する方で単身世帯の方
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 自治会が支援の必要を認めた方
- (7) その他、災害時の自力避難に不安を抱く人で町長が認めた方

避難支援の流れ



①避難行動要支援者名簿の作成

町の関係各課で把握している情報を集約して作成します。
名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由などが掲載されます。

②名簿の提供に関する意思確認

名簿情報を平常時から外部提供することについて、町から意思確認を行います。

③同意書の提出

同意書に「同意」又は「不同意」の意思を示して、町まで提出をお願いします。

④同意者名簿の提供

同意のあった避難行動要支援者の名簿を、避難支援等関係者に提供します。

⑤個別計画の策定

避難支援等関係者が中心となって町から提供された名簿情報に基づいて個人ごとの避難支援の計画（個別計画）を策定します。

⑥防災訓練や見守り活動の実施

名簿情報を活用して避難行動要支援者への声かけや見守り活動を行い、地域の中でのつながりを育みます。

⑦災害時の避難支援等の実施

災害が起こった場合は、個別計画に基づき避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。

避難行動要支援者の支援（例）

- ・ 要支援者も、可能な限り自助の工夫をする（自宅内の安全空間での居住や停電への対策、嚥下可能な食料の準備など）。
- ・ 避難支援者は少なくとも2名以上選定するよう努める。
- ・ 歩行困難者は車両で避難所まで搬送する。
- ・ 目や耳の不自由な人の避難支援においては、緊急時の家への入り方について、事前に取り決めておく。
- ・ 平常時から、普段利用している介護サービス事業者などと、安否確認方法について協議しておく。
- ・ 避難済みであることや無事であることなどを示す目印（カードやタオルなど）を事前に決めておき、避難する際は門扉の目立つところに付ける。
- ・ 避難時に声をかける際は、「あっちへ」や「気を付けて」などではなく、「右へ3歩」や「今から階段を下りる」など、具体的に伝える。

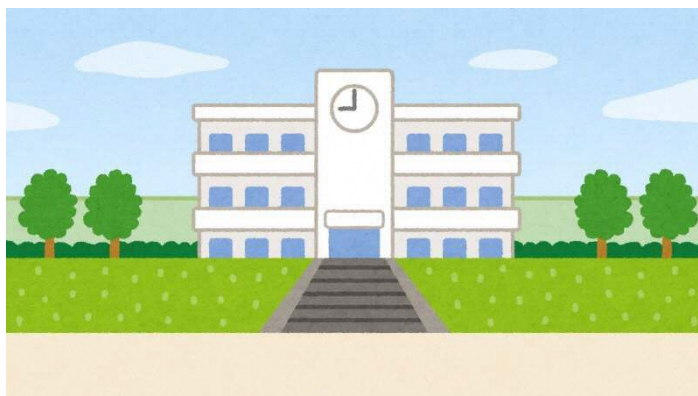
（4）避難場所・避難所及び避難経路の把握

平常時から、避難場所・避難所及び避難経路を把握しておく。

（5）避難所関係者との連携、情報交換、協力体制の確立

「校区别避難行動・避難所運営マニュアル」をもとに、町、学校、自主防災組織等の役割分担を把握しておくとともに、町が実施する三者協議において施設利用に関し相互理解を深めておく。

- ・ 避難所の開設
- ・ 施設管理
- ・ 避難所のレイアウト
- ・ 避難所の運営
- ・ 避難所の備蓄物資



(6) 防災知識の普及・防災訓練の実施

① 具体的な家庭内安全対策

- ・耐震診断等の建物の安全対策
- ・家具等の転倒・落下防止
- ・防災用品、食料・飲料水等、物資の事前準備

※自治会で十分な備蓄物資を確保することは不可能であるため、個人での備蓄を促す。

- ・住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策
- ・感震ブレーカーの設置
- ・(7) に示す「家庭の安全点検」の実施

非常時持出袋・備蓄品の準備（例）

貴重品	現金（小銭も） 預金通帳 証書類 印鑑 保険証 マイナンバーカード クレジットカード・キャッシュカード 緊急メモ（通帳番号、緊急連絡先）
応急医療品	消毒液 傷薬 湿布薬 三角巾、包帯 脱脂綿 ばんそうこう 胃腸薬 かぜ薬 常備薬 お薬手帳
食品	カンパン 缶詰・レトルト アルファ化米 飲料水 菓子類 わりばし 紙コップ・紙皿 ラップ アルミホイル ※飲料水・食料は3日分を基本とし、できる限り一週間分を備蓄することが望ましい
防災グッズ	簡易トイレ 軍手・ヘルメット 運動ぐつ・スリッパ等 携帯ラジオ 懐中電 灯 携帯電話・充電器 ライター等 雨具・カイロ 新聞紙 布ガムテープ
衣類・日用品	着替え 下着 防寒具 タオル・毛布 トイレットペーパー等 生理用品 ビ ニール袋（大・中・小）
その他	ミルク・ほ乳瓶 紙おむつ・おしりふき 母子健康手帳 老眼鏡・予備メガネ・ 補聴器 家族の写真

注. 食品の備蓄は、普段少し多めに買い置きし、賞味期限を考えて古い物から消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が備蓄されている状態を保つ「ローリングストック方式」を推奨。日常生活の中で備蓄品の鮮度を保ち、いざというときにも普段の生活に近い食事をとれることがメリット。



わが家の防災チェック

『揺れを感じたら、まず…』→【自助】

地震が起きたらどうするか？

地震発生

グラッときたら!

まもなく強い揺れがきます

命を守る

- 落ち着いて、自分の身を守る
- すばやく火の始末
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確保

状況判断

テレビ・ラジオ等で地震の種類、津波情報等を聞く

1～3分で

家族を守る

- 家族の安全確保
- 必需品を手元に用意
- 靴をはく
- 火元を確認・初期消火
- 余震に注意

非常持ち出し袋

防災セットを予め用意しておく

熊取に 5～10分で 津波は来ない

助け合いの心で

- 協力して消火・救出活動
- 各世帯生活必需品は備蓄でまかなう
- 正確な災害情報・被害情報の収集
- 引き続き余震に注意し、壊れた家には入らない
- 避難所では、集団生活のルールを守る

地域を守る

- 隣近所の安全を確認
- ラジオ等で情報を確認
- 電話はなるべく使用しない
- 電気のブレーカーを切る
- 建物の倒壊等の恐れがあれば避難

10分～数時間～避難生活

『平常時の備え…』

- ◆ 家具の転倒防止
- ◆ 出入り口の確保
- ◆ 非常持ち出し袋や防災グッズセットの用意

家の中の安全確認

- 戸建住宅などの場合は、出来るだけ2階で寝るようにしましょう。
- 棚やタンス等の家具には、転倒防止金具を取り付けましょう。
- 部屋の入り口付近には、物を置かないようにしましょう。
- テレビや置物には、すべり止めを取り付けましょう。




— 翠松苑自治会・自主防災組織委員会 — 平成27年12月

わが家の防災対策



地震災害の心得

地震が起きたら！

『まずは身を守る』

緊急地震速報が出たら！

- ★ 見聞きしてから、数秒から数10秒で揺れがきます。
- ★ 身の安全を守ることが最優先に行動しましょう。



揺れを感じたら！

- ★ 屋内では、テーブル等の下に逃げる。
- ★ 屋外では、ブロック塀の崩壊や落下物に要注意。



揺れがおさまったら！

- ★ 火の始末と、火が出たらすぐに消火。
- ★ 扉を開けて出口を確保。外に出る時は、頭上からの落下物やガラスの破片等に注意。
- ★ 隣近所に声掛け合って、あわてずに避難しましょう。
- ★ 避難は徒歩で、荷物は最小限で！

台風災害の心得

気象情報に注意！

『正確な情報キャッチ』

ラジオ・テレビの情報に注意！

- ★ 台風の数や通過コースをこまめに家族と共に確認しよう！
- ★ 風速の変化もよく見て備えましょう。

家の周囲の安全点検は！

- ★ 屋根や軒下の点検を行い、排水路の清掃を行う。
- ★ 風で飛ばされやすい物は、屋内に移す。

周辺状況の変化に注意！

- ★ 崖や堤防の異常を感じたら迷わず早めに避難をする。
- ★ 翠松苑地区は、海拔50m以上あり水難の心配はいりません。焦らずに待機しましょう。

インフラの不備に備えよう！

- ★ 特に、停電に備え携帯ラジオや懐中電灯を準備しましょう。



② 地域の災害危険や防災資源の把握

- ・災害時に被害発生の原因となる地形
河川、がけ、低地、埋立地など
- ・災害時に危険となる施設や構造物等
ブロック塀、屋外広告物、側溝など
- ・災害時に活用できる地形等
広場、高台、井戸などの水利など
- ・災害時に活用できる施設や設備等
避難所、防災倉庫、屋外スピーカー
- ・人的防災資源の把握
防災士、看護師、救急救命士、栄養士など



③ 住民同士で事前に、地域で考えられる災害や、その被害を確認し、地域の安全点検項目について話し合う。

④ 地域で「まち歩き」を行うなど、地域の点検項目（災害危険や防災資源）について確認し、気づいたことなどをお互いに報告する。

⑤ 把握した災害危険箇所や防災資源を防災マップや台帳としてまとめ、いざというときに活用できるようにしておく。

⑥ 防災訓練の留意点

- ・正しい知識、技術を習得する。
- ・訓練終了後に、訓練内容の見直しを検討する。
- ・地域内の事業所等の自衛消防組織、同じ避難所を使うこととなる近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。
- ・特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練内容とする。
- ・要配慮者にも配慮した効果的な訓練内容とする。
- ・避難行動要支援者個別計画に基づいた避難支援訓練にも取り組む。
- ・避難支援訓練を行う際は、避難支援者として登録されていない人にも参加してもらい、支援の担い手の確保に努める。
- ・町や消防機関等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- ・短時間でも訓練を行えるよう、実施方法等を工夫する。
- ・固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- ・訓練にあたっては、事故防止に努める。

(7) 家庭の安全点検

① 火災防止の点検（備え）

- ・使わない電気器具のプラグをコンセントから抜去
- ・感震ブレーカー・感震コンセントの設置
- ・住宅用火災警報器の設置
- ・消火器の準備
- ・風呂の水のくみ置き など

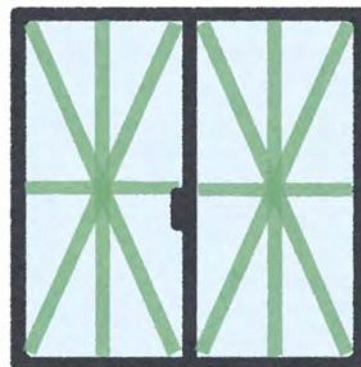
② 家具等の転倒、落下防止の点検

- ・家具やテレビ、冷蔵庫などの固定（転倒防止器具、L字金具、チェーンなど）
- ・戸棚、食器棚などの扉にロック機能を設置
- ・食器棚に滑り止めを設置
- ・ガラスに飛散防止フィルムを貼付
- ・吊り下げ式蛍光灯にチェーン設置
- ・家具などでは重たい物ほど下に収納 など



③ 風水害に備えた点検

- ・側溝・雨どいの掃除
- ・飛散の危険が高い物を屋内へ移動（鉢植え、物干しざおなど）
- ・屋根、外壁、ブロック塀の点検
- ・窓ガラスの飛散防止（外側から板で防ぐ、雨戸を閉めるなど）



(8) 防災資機材の備蓄及び管理

- ① 自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすには、それぞれの役割に必要な資機材等の備えが必要。
- ② 救急救命用資機材については、A E D（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。
- ③ 保有する防災資機材や物資について、地域住民に公開し、また、近隣の自主防災組織と情報を共有する。
- ④ 自主防災組織訓練の際に、地域住民全員が、どこに何が保管されているかを把握するとともに、どうやってそれを使うかを習得する。
- ⑤ カセットボンベ式発電機用の燃料やキャンプ用品など各家庭から持ち寄れる物資を確認するとともに、消火器など各家庭にも設置することが望ましいものについては積極的に設置を検討する。

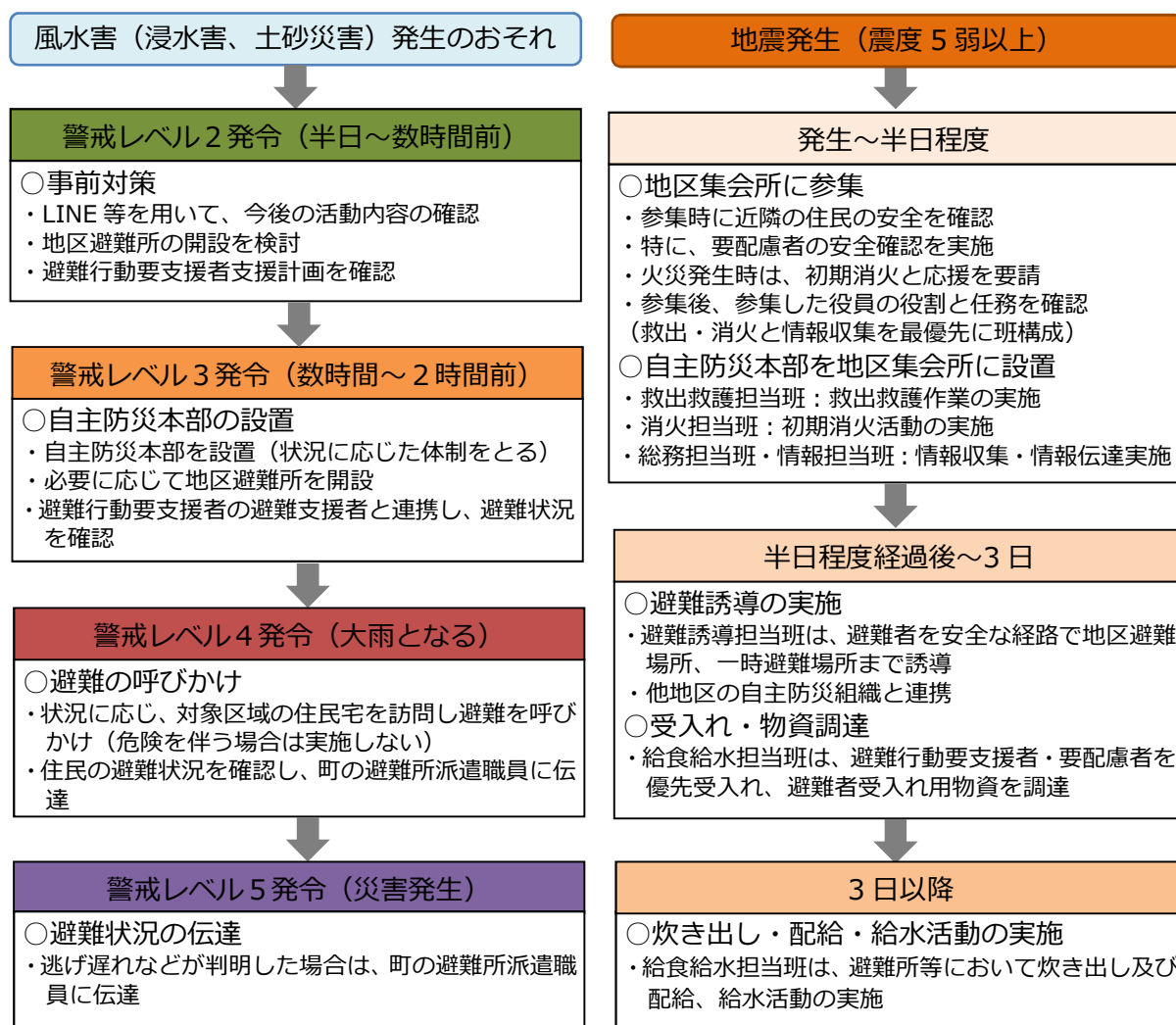


3. 災害発生時（緊急時）の対応

風水害（浸水害、土砂災害）、地震（震度5弱以上）発生時における自主防災組織の活動フローは以下のとおりである。

風水害の場合の対応を3-1に、地震時の場合の対応を3-2に示す。

図 発災時における自主防災組織の活動フロー



注. 風水害において災害事象が収まった後は、地震の場合の発生～半日程度以降に準拠した対応をとる。

3-1 風水害（浸水害・土砂災害）の場合

風水害は、地震と違い、災害発生までに時間的余裕があるが、ゆっくり構えていると気が付けば避難のタイミングを逃しているということがあるため、正確な情報の入手と早め早めに行動を取ることが重要となる。

気象庁の「防災情報」サイト

<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>



【利用例】

気象警報・注意報をクリック → **府県**で「大阪府」を選択 → **市町村**で「熊取町」を選択すると、熊取町の気象警報・注意報級の今後の推移を見ることができる。

台風情報をクリック → **台風選択**で調べたい台風を選択すると、その台風の今後の経路図や詳細な説明を見ることができる。

大阪府の「土砂災害の防災情報」サイト

<http://126.249.152.56/WebSite/>



【利用例】

いつ避難するかを知るをクリック → 「土砂災害危険度情報」の大阪府の地図をクリックすると、1km四方単位（メッシュ）で色分けされた土砂災害危険度情報を見ることができる（地図は拡大可能）。

おおさか防災ネット

<http://www.osaka-bousai.net/>



【利用例】

幅広い防災情報を提供するポータルサイト。上記のサイトへもここから行ける。

避難所情報をクリック → **熊取町**をクリックすると、町内でどこの避難所が開設されているか、そこに何人の人が避難しているかなどを見ることができる。

防災情報メールをクリック → 防災情報メールの詳細な説明や防災情報メールを受け取る方法などを見ることができる。

☆防災情報メール☆

登録すると、知りたい地域の気象情報や避難情報などがメールで配信される。

(1) **警戒レベル1** (大雨の数日～約1日前)

正確な情報を入手

☆レベル1となる気象庁等の情報

- ・「早期注意情報 (警報級の可能性)」

個人の取るべき行動

- ・災害への心構えを高め、テレビやインターネットなどで気象情報を確認

(2) **警戒レベル2** (大雨の半日～数時間前)

今後の活動内容を確認

☆レベル2となる気象庁等の情報

- ・「大雨注意報」～「大雨警報に切り替える可能性の高い大雨注意報」
- ・「洪水注意報」
- ・「氾濫注意情報」
- ・土砂災害危険度情報：「注意」(黄色)

自主防災組織の活動

- ・自主防災本部構成員はLINE等を用いて今後の活動内容を確認
- ・地区避難所の開設を検討
- ・避難行動要支援者支援計画を確認

個人の取るべき行動

- ・今後の取るべき行動を確認
- ・避難所と避難経路を確認
- ・非常用持ち出し品を確認

◆町の対応 (主に住民避難に係る対応)

※町は地域防災計画等に基づき行動する (以下同じ)

- ・防災情報を総合的に判断し、必要に応じ災害警戒本部を設置
- ・状況により自主避難所を開設
- ・自治会から要請があったときは、適宜避難所を開設
- ・自主避難所を開設したときは、防災行政無線や緊急速報メール (エリアメール)、テレビ、町ホームページなどを通じて住民に周知

(3) **警戒レベル3** (大雨の数時間～2時間程度前)

要支援者の避難支援

☆レベル3となる気象庁等の情報

- ・「大雨警報 (土砂災害)」または「洪水警報」、「氾濫警戒情報」、土砂災害危険度情報：「警戒」(赤)が発令され、町が「高齢者等避難」を発令

自主防災組織の活動

- ・自主防災本部を設置 (状況に応じた体制をとる)
- ・必要に応じ地区避難所を開設
- ・避難誘導班は避難行動要支援者の避難支援者と連携し、避難状況を確認

個人の取るべき行動

- ・高齢者や障がい者、乳幼児など避難に時間を要する人とその支援者は避難を開始
- ・避難行動要支援者の避難支援者は支援を開始
- ・その他の人は避難の準備

◆町の対応 (主に住民避難に係る対応)

- ・災害対策本部を設置 (災害警戒本部から災害対策本部へ移行)
- ・指定避難所を開設
- ・指定避難所の開設について、防災行政無線や緊急速報メール (エリアメール)、テレビ、町ホームページなどを通じて住民に周知

(4) **警戒レベル4** (大雨となる)

避難呼びかけ・避難誘導

☆レベル4となる気象庁等の情報

- ・「土砂災害警戒情報」または「氾濫危険情報」、土砂災害危険度情報：「危険」(紫)が発令され、町が「避難指示」を発令

自主防災組織の活動

- ・状況に応じ、対象区域の住民宅を訪問し避難を呼びかける (危険を伴う場合は実施しない)
- ・住民の避難状況を確認し、町の避難所派遣職員に伝える

個人の取るべき行動

- ・避難指示が発令されたら対象区域の全員が避難（避難指示の発令を待たず、避難指示が発令される状況になるまでに避難を完了することを心がける）
- ・災害が発生するおそれが極めて高い状況で、避難所への移動がかえって命に危険をおよぼしかねないと自ら判断する場合には、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所（2階以上など浸水の恐れが少ない場所など）に避難する。

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

- ・対象区域の全員が避難するよう、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、テレビ、町ホームページなどを通じて住民に周知
- ・状況に応じ、広報車両により対象区域に避難を呼びかける
- ・状況に応じ、対象区域の住民宅を訪問し避難を呼びかける
- ・空き教室の開放や開設する指定避難所を増やすことを検討
- ・要配慮者利用施設の避難状況を確認

(5) **警戒レベル5**（すでに災害が発生している状況）

安否確認

☆レベル5となる気象庁等の情報

- ・「大雨特別警報」または「氾濫発生情報」、土砂災害危険度情報：「災害切迫（黒）」が発令され、町が「緊急安全確保」を発令

自主防災組織の活動

- ・逃げ遅れなどが判明した場合は、町の避難所派遣職員に伝える

個人の取るべき行動

- ・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る（例）自宅周辺で土砂災害が発生していなければレベル4と同じく避難する
避難する余裕がなければ可能な限り少しでも山や崖から遠ざかる
水が来たら上階へ、上階まで水が来たら屋根の上へ移動する

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

- ・状況に応じ、大阪府知事に自衛隊の災害派遣を要請（主に人命救助に関わる事項）

(6) **災害事象が収まった後**

災害事象が収まった後は、「3-2 地震の場合（震度5弱以上を想定）」の「(2) 発生～半日程度」以降に準じた対応をとる。

3-2 地震の場合（震度5弱以上を想定）

(1) 発生直後 自分の命は自分で守る

☆気象庁等の情報

- ・Jアラートや緊急地震速報を通じて地震発生を速報

個人の取るべき行動

- ・まず、自分の命を守る行動を行う（机の下にもぐる、頭を守る）。
- ◎揺れが収まってから
- ・火事にならないように、台所等の火元確認、電気のスイッチ・ブレーカを切る
- ・家族の身の安全を確認・確保する
- ・避難のための出口を確保する

(2) 発生～半日程度 地域で助け合い、一人でも多く救出・救護

☆気象庁等の情報

- ・各種地震情報の発表（余震の注意啓発）

自主防災組織の活動

- ・自主防災本部員は地区集会所に参集する
 - 参集時に近隣の住民の安全を確認する（負傷者・閉じ込められ者がいないかを確認）
 - 特に、要配慮者の安全確認を行う（要配慮者の安全確認時の方法等に基づいた行動を行う）
 - 火災発生時は初期消火と応援を求める
 - ・参集後、参集した役員の役割と任務を確認する（救出・消火と情報収集を最優先に班構成）
 - ・自主防災本部を地区集会所に設置
 - 救出救護担当班は、倒壊家屋に閉じ込められた者の救助活動、負傷者の応急手当と救護所等への搬送を行う。
 - 消火担当班は、地区住民に出火防止の呼びかけを行う。また、火災発見時は「119」番通報し、延焼防止を目的とした初期消火活動を行う。
 - 総務担当班・情報担当班は、地区内を地域分けし、必要な情報を収集するとともに、被害や火災発生状況をとりまとめ町へ報告する。
 - ・自身や家族の安全が確認・確保されている自主防災組織の組織員は、避難所が開設された場合に、避難所の運営支援を行う
- ※避難所の開設・運営に関する詳細は「校区别避難行動・避難所運営マニュアル」を参照

個人の取るべき行動

- ・災害情報及び避難情報の入手
- ・余震の発生に注意して自宅待機が不安な場合は避難所等に移動する
- ・避難所に移動し、自身に余裕がある場合は避難所運営に参加する

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

※町は地域防災計画等に基づき行動する（以下同じ）

- ・震度5弱以上の場合、町災害対策本部の指示を待たず、避難所派遣職員および指定避難所（町立小・中学校）近隣在住の鍵保有職員（指定避難所1箇所あたり計3名を指定）が、避難所に直行し正門を開錠
 - ・避難者には校庭等の安全な場所で一時待機するよう要請
 - ・避難所派遣職員は避難所到着後直ちに、避難所の開設に向けて施設外観、内部及び施設周辺の安全確認を行う
 - ・避難所の安全確認後、避難所を開設する
- ※安全性に問題がある場合は、その状況に応じ、危険箇所を立入禁止とするか、他の避難所に避難者を誘導する
- ・震度5弱以上の場合、災害対策本部を設置し、住民避難に係る上記事項のほか、災害の現状把握、救出救助活動、災害広報などを実施する

(3) 半日程度経過後～3日

避難誘導、安否確認、避難所の設営

☆気象庁等の情報

- ・各種地震情報の発表（余震の注意啓発）

自主防災組織の活動

- ・避難誘導担当班は、避難者を安全な経路で地区避難場所、一時避難場所まで誘導する。また、他地区の自主防災組織と連携する
 - ・給食給水担当班は、避難行動要支援者・要配慮者を優先的に受け入れ、避難者用物資を調達する
 - ・自身や家族の安全が確認・確保されている自主防災組織の組織員は、避難所が開設された場合に、避難所の運営支援を行う
 - ・在宅避難者の安全確認を行うとともに、生活支援が必要かどうか確認する
- ※避難所の開設・運営に関する詳細は「校區別避難行動・避難所運営マニュアル」を参照

個人の取るべき行動

- ・災害情報及び避難情報の入手
- ・帰宅する場合は、余震の発生に注意して自宅の安全対策をとる
- ・避難所では自身に余裕がある場合は避難所運営に参加する

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

- ・町が避難行動要支援名簿（全体名簿）を避難支援等関係者に提供
（※避難支援等関係者…自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地区福祉委員会、消防署、消防団、警察）
- ・救援物資受け入れ体制の確立
- ・災害ボランティアセンターと調整
- ・協定締結団体への応援要請

(4) **3日以降** 避難所の運営

☆気象庁等の情報

- ・各種地震情報の発表（余震の注意啓発）

自主防災組織の活動

- ・給食給水班は、避難所等において炊き出し及び配給、給水活動を行う
 - ・自身や家族の安全が確認・確保されている自主防災組織の組織員は、避難所が開設された場合に、避難所の運営支援を行う
- ※避難所の開設・運営に関する詳細は「校區別避難行動・避難所運営マニュアル」を参照

個人の取るべき行動

- ・災害情報及び避難情報の入手
- ・帰宅する場合は、余震の発生に注意して自宅の安全対策をとる。自宅の安全が確保されたことを確認できれば、自宅の片付け等を実施する
- ・近隣で片付け等が必要な方を支援する
- ・避難所では自身に余裕がある場合は避難所運営に参加する

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

- ・住民、自主防災組織と協力し、避難所の運営を行う
- ・避難所以外の避難者の状況を把握し、支援の可否を検討する。救援物資の支給など、支援が必要な場合は支援を行う
- ・災害ボランティアセンターと調整し、自宅の片付け、避難所運営など必要な支援についてボランティアを活用して行う

参考) 表 災害発生時(緊急時)の対応 一覧

(1) 風水害(浸水害・土砂災害)の場合

気象状況	気象庁等の情報		警戒 レベル	避難情報	活動内容
大雨の数日 ↳ 約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)	土砂災害 危険度分布	1		◇災害への心構えを高め、テレビやインターネットなどで気象情報を確認
大雨の半日 ↳ 数時間前	大雨注意報	注意 (注意報級)	2		◇自主防災本部構成員はLINE等を用いて今後の活動内容を確認 ◇地区避難所の開設を検討 ◇避難行動要支援者支援計画を確認
	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 大雨注意報				
大雨の数時間 ↳ 2時間程度前	大雨警報	警戒 (警報級)	3	高齢者等避難	◇自主防災本部を設置(状況に応じた体制をとる) ◇必要に応じ地区避難所を開設 ◇避難誘導担当班は避難行動要支援者の避難支援者と連携し、避難状況を確認
大雨となる		危険 命に危険が及び土砂災害がいつ発生してもおかしくない	4	避難指示	◇状況に応じ、対象区域の住民宅を訪問し避難をよびかける(危険を伴う場合は実施しない) ◇住民の避難状況を確認し、町の避難所派遣職員に伝える。
数十年に 一度の大雨	大雨特別警報	災害切迫 命に危険が及び土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況	5	緊急安全確保	◇逃げ遅れなどが判明した場合は、町の避難所派遣職員に伝える

参考：避難情報に関するガイドライン(内閣府)

(2) 地震の場合

時間経過	国・府・町	自主防災組織	活動内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○Jアラート ○緊急地震速報 	自助 「自分の命は自分で守る」	<ul style="list-style-type: none"> ◇まず自分を守る行動 ◇台所等の火元確認 ◇電気のスイッチ・ブレーカを切る ◇家族の身の安全の確認・確保 ◇災害情報及び避難情報の入手 ◇避難のための出口確保等
発生～半日	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の開設 震度5弱以上の場合、町災害対策本部の決定を待たず、避難所派遣職員および避難所近隣在住の鍵保有職員が直行し開錠 		<ul style="list-style-type: none"> ◇要配慮者の安否確認と安全確保 ◇負傷者・閉じ込められ者がいないかを確認 ◇救出時は必要な人手を集めて安全第一に ◇火災発生時は初期消火と応援を求める

時間経過	国・府・町	自主防災組織	活動内容
発生～半日	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○災害の現状把握 ○救出救助活動 ○災害広報 	自主防災本部員 地区集会所に参集	<ul style="list-style-type: none"> ◇駆け付け役員の役割と任務確認 ★救出・消火と情報収集を最優先に班構成
		自主防災本部 地区集会所に設置	<ul style="list-style-type: none"> ●救出救護担当班 <ul style="list-style-type: none"> ◇倒壊家屋に閉じ込められた者の救出活動 ◇負傷者の応急手当と救護所等への搬送 ●消火担当班 <ul style="list-style-type: none"> ◇地区住民に出火防止の呼びかけ ◇火災を発見したときは「119」番通報 ◇延焼防止を目的とした初期消火活動 ●総務担当班・情報担当班 <ul style="list-style-type: none"> ◇地区内を地域分けし、必要な情報を収集 ◇被害や火災発生状況を取りまとめ町等報告 ◇防災無線等での危険箇所情報の伝達

時間経過	国・府・町	自主防災組織	活動内容
半日～3日	○町が避難行動要支援名簿（全体名簿）を避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地区福祉委員会、消防署、消防団、警察）に提供	地区避難場所 _____公園	●避難誘導担当班 ◇避難者を安全な経路で避難場所まで誘導
	○救援物資受け入れ体制の確立 ○災害ボランティアセンターとの調整	地区避難所 _____地区集会所 _____老人憩の家	●給食給水担当班 ◇避難行動要支援者・要配慮者を優先的に受け入れ ◇避難者用物資の調達
	○協定締結団体への応援要請	一時避難場所 _____小学校グラウンド _____公園	●避難誘導担当班 ◇避難者を安全な経路で一時避難場所まで誘導 ◇他地区の自主防災組織と連携
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 救援物資輸送の回復(見込) </div>	指定避難所 _____小学校体育館 _____中学校体育館	◇町配備職員・施設職員の指示に従い協力 ◇他地区の自主防災組織と連携 ◇在宅避難者の安全確認を行うとともに、生活支援が必要かどうか確認

時間経過	国・府・町	自主防災組織	活動内容
3日以降	○救援物資の管理・配分 ○災害廃棄物置き場設置・管理	地区避難所 _____地区集会所 _____老人憩の家	●給食給水担当班 ◇避難所において炊き出し及び配給、給水活動を実施
		指定避難所 _____小学校体育館 _____中学校体育館	◇町配備職員・施設職員の指示に従い協力 ◇他地区の自主防災組織と連携

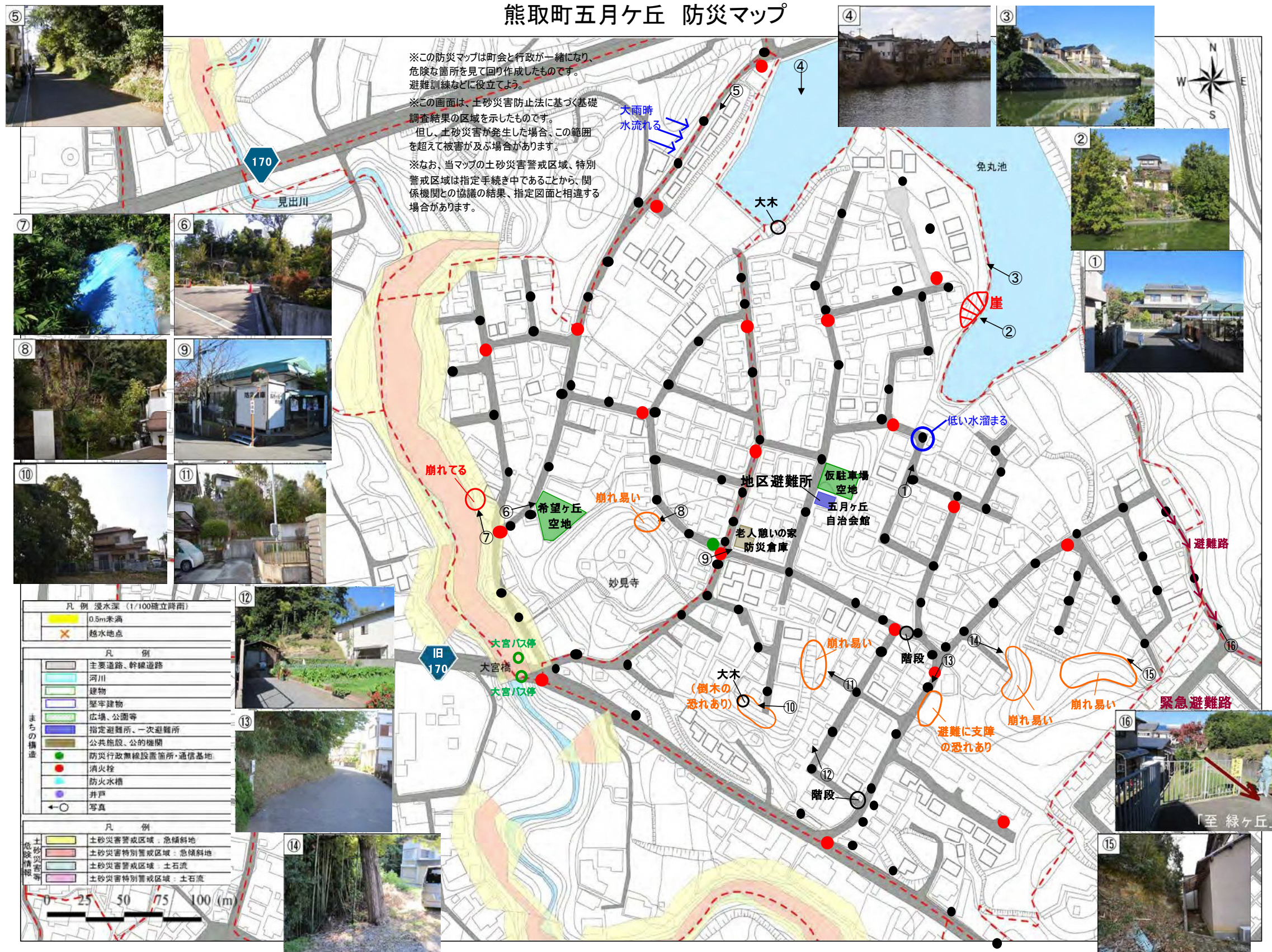
注. 避難所の開設・運営に関する詳細は「校区別避難行動・避難所運営マニュアル」を参照のこと。

4. 資料

(1) 地区防災マップ.....	39
(2) 自主防災組織名簿.....	40
(3) 緊急連絡網	41
(4) 被災状況報告カード（表）	42
(5) 被災状況報告カード（裏）	43
(6) 被害状況速報（表）	44
(7) 被害状況速報（裏）	45
(8) 保有資機材	46
(9) 安否確認名簿	47
(10) 関係機関	48



(1) 地区防災マップ

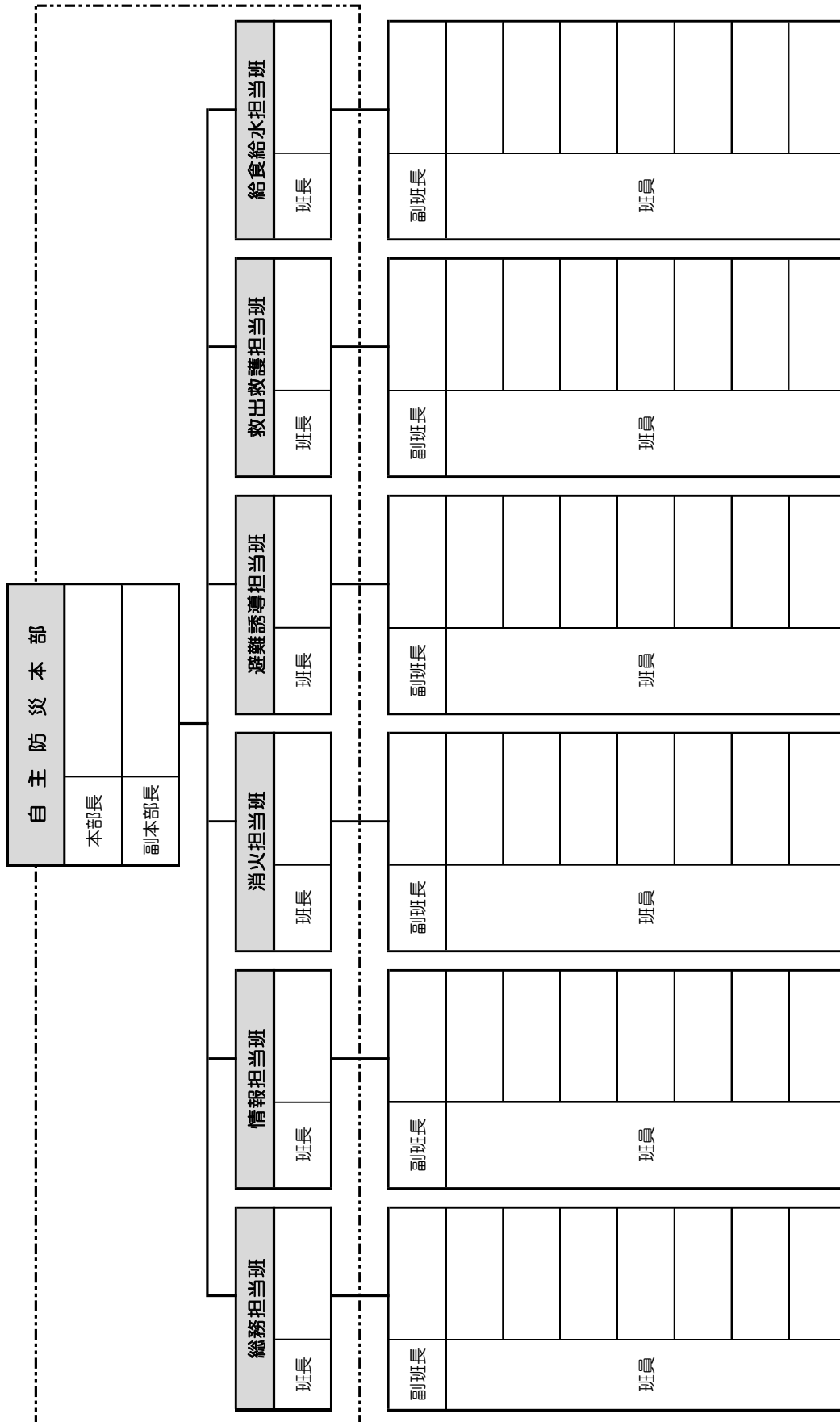


(2) 自主防災組織名簿

班	役職	氏名（役職者）	氏名（班員）	備考
自主防災本部 （総務担当班）	本部長			
	副本部長			
総務担当班	班長			
	副班長			
情報担当班	班長			
	副班長			
消火担当班	班長			
	副班長			
避難誘導 担当班	班長			
	副班長			
救出救護 担当班	班長			
	副班長			
給食給水 担当班	班長			
	副班長			

注. 地区により班の体制が異なることから、この例示では「〇〇担当班」と記載している。

(3) 緊急連絡網



(4) 被災状況報告カード(表)

被災状況報告カード(各自治会集計用)

記入日 令和 年 月 日 世帯ごとに記載してください。

避難日時		令和 年 月 日 時ごろ				所属班 第 班
避難場所		避難所(避難所名) 車 (駐車場所) 在宅 その他()				
自治会名						
避難所 にいる 方に○	フリガナ 氏 名	年 齢	性 別	続 柄	備 考 ※要配慮事由の番号と特に配 慮を要することを記載	
	(代表者)	歳	男・女	本人		
		歳	男・女			
		歳	男・女			
		歳	男・女			
		歳	男・女			
		歳	男・女			
住 所	〒					
代表者 電話番号	()					
要配慮事由 ※該当する方 は、備考欄に 番号を記載	1 妊産婦		2 乳幼児		3 障がい者	
	4 要介護者		5 医療機器使用		6 アレルギー	
	7 外国人		8 その他			
	事由の詳細(障がいの種類や度合い、医療機器名、国籍など)					
	番号を記載					

※ 要配慮者とは、妊産婦、乳幼児、障がい者など避難生活に特別な配慮が必要な方を指します。

(5) 被災状況報告カード(裏)

被害状況報告カード(裏面)

※ 裏面の記載は、状況が落ち着いてからでかまいません。

安否確認のための情報開示(どちらかに○をつけてください。)				
ホームページや報道機関などを通じて避難者情報を公開することとなった場合、公開を希望しますか？			希望する ・ 希望しない	
親族・同居者・知人からの安否の問い合わせに対して避難者情報の提供を希望しますか？			希望する ・ 希望しない	
住居被害 ※該当するものに○をつけてください。	被害なし	全壊	半壊	一部損壊
	床上浸水	床下浸水	火災	不明
	停電	断水	ガス停止	電話不通
	その他 ()			
傷病者情報				
傷病者① 名前と負傷・疾病の状況				
今いる場所 (移送先名・所在地など)				
支援が必要な場合、その内容				
傷病者② 名前と負傷・疾病の状況				
今いる場所 (移送先名・所在地など)				
支援が必要な場合、その内容				
その他特記事項				
※ 避難所運営・被災者支援に協力できる方は、氏名と協力できる内容や資格などを記載してください。				

<避難所運営委員会記入欄>

(6) 被害状況速報(表)

自主防災組織用

被害状況速報(町提出用)

地区名		報告回数	第 報	
報告日時等		令和 年 月 日 時 分 報告		
		(令和 年 月 日 時 分 現在)		
報告者	氏名			
	連絡先			
区分		件数	備考	
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人		
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	一部損壊	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
床下浸水	棟			
	世帯			
	人			
非住家	公共建物	棟		
	その他	棟		

※危険に近づかず、把握できた範囲で記載する。初期の段階では「あり」「報告なし」といった情報でも役に立つ。

(7) 被害状況速報(裏)

区 分		件 数	備 考
田畑被害	流失・埋没	ha	
	冠 水	ha	
	法面くずれ	箇所	
その他の被害	道路	決 壊	箇所
		冠 水	箇所
	橋梁	流 失	箇所
		破 損	箇所
	河川	溢水・越水	箇所
		護岸浸食	箇所
	水路	溢水・越水	箇所
		破 損	箇所
	ため池	溢水・越水	箇所
		堤体決壊	箇所
	土砂災害	崖くずれ	箇所
		土石流	箇所
		地すべり	箇所
	害	断 水	戸
		電 話 不 通	回線
停 電		戸	
ガス供給停止		戸	
ブロック塀等		箇所	
火災	建 物	件	
	危 険 物	件	
	そ の 他	件	
特記事項			

※危険に近づかず、把握できた範囲で記載する。初期の段階では「あり」「報告なし」といった情報でも役に立つ。

(8) 保有資機材

目的	物品名	数量	規格等	保管場所
避難所	毛布			
	エアマット			
	テント			
	ブルーシート			
	発電機		ガソリン式	
	発電機		カセットボンベ式	
	コードリール			
	投光器			
	養生テープ			
	カセットコンロ			
	ポータブルトイレ			
	トイレ用凝固剤			
	ホワイトボードシート			
	ホワイトボードマーカー			
	ガソリン缶			
	カセットボンベ			
	食料・飲料水			
	アルファ化米			
カンパン				
醤油				
保存水				
救出救護	ヘルメット			
	担架			
	チェーンソー			
	かけや			
	スコップ			
	バール			
	ハンマー			
	救急箱			
	消毒液			
	包帯			
	三角巾			
	コールドスプレー			
	湿布			
	脱脂綿			
はさみ				
ピンセット				
情報伝達	ハンドスピーカー			
	デジタルカメラ			
	バインダー			
	筆記具			
避難誘導	誘導灯			
	懐中電灯			
初期消火	消火器			
	バケツ			
	ロープ			

(10) 関係機関

区分	種別	部署・名称	所在地	電話番号	備考	
行政機関等	大阪府	災害対策課				
		岸和田土木事務所				
	熊取町	危機管理課				
		生活福祉課				
		道路課				
		水とみどり課				
		税務課				
		学校教育課				
	消防	熊取消防署				
	警察	泉佐野警察署				
医療機関等	総合病院					
	外科					
	内科					
	眼科					
	歯科					
	小児科					
	産婦人科					
	福祉事業所					
インフラ等	電気	関西電力				
		〇〇電機				
	ガス	大阪ガス				
		〇〇燃料				
	上水道	熊取町上水道課				
		〇〇設備				
	下水道	熊取町下水道課				
		〇〇工業				
電話	NTT西日本					
テレビ						
インターネット						
物資調達等	食料					
	日用品					
	資機材					
その他	タクシー					

委員会の開催経過

令和元年 6月28日	第1回自主防災モデルマニュアル作成委員会
令和元年 8月29日	第2回自主防災モデルマニュアル作成委員会
令和元年10月16日	第3回自主防災モデルマニュアル作成委員会
令和元年11月29日	第4回自主防災モデルマニュアル作成委員会

自主防災モデルマニュアル作成委員会委員

◎：委員長

○：副委員長

校区	地区	組織名	氏名
中央小	野田	野田地区自主防災組織	小西 楠一
	翠松苑	翠松苑地区自主防災組織	坂田 英信
東小	五月ヶ丘	熊取五月ヶ丘自衛消防隊	山崎 成樹
	小谷	小谷地区自主防災委員会	本田 隆 ◎
西小	大久保	大久保自主防災委員会	松藤 健治
	水荘園	水荘園地区自主防災組織	坂上 典久
南小	朝代	朝代地区自主防災組織	藤原 茂
	成合	成合区自主防災会	下中 利一
北小	希望が丘	熊取町希望が丘地区防災会	梅田 康雄 ○
			佐竹 利一

いっしょに町を守ろう！



ゆるキャラの仲間なのに戦闘力が高そうで「頼もしすぎる」と話題の「ジャンプソン」と「メジナリアン-X」が町を守ってくれるよ！みんないっしょに災害とたたかおう！

※「ジャンプソン」と「メジナリアン-X」は、熊取町出身で劇場版コードギアス《復活のルルーシュ》メインアニメーター、機動戦士ガンダム00のメカニックデザイン、作画監督などで有名な中谷誠一氏とのコラボ企画により誕生した、「くまとりにぎわい観光協会」のマスコットキャラクターです。

熊取町自主防災モデルマニュアル

発行・編集 : 熊取町自主防災組織連絡協議会
自主防災モデルマニュアル作成委員会
発行年月日 : 令和2年2月28日